

保全機能と社会発展

安定的で持続可能な体制づくりに向けて

公益財団法人日本自然保護協会

日本MAB計画委員

朱宮文晴

「日本のBRの展望について」

- ユネスコエコパーク (BR) の仕組み (制度の発展) についての再確認
- 日本のBRの特徴・強み、現在の推進体制等 (再確認)
- どのような要素を今後伸ばしていくのか (新たなBRの可能性、及び既存のBRに対しては「リマ行動計画」及び定期報告に向けた可能性について)
- そのために必要なことから・アクション

保護地域管理の変遷の中での BRの位置づけ

～1960年代

～1990年代

2000年代

～2010年代

～2020年代

開発・
過剰利用



高度経済成長

国・県・町



協働管理

国立公園
保護林
天然記念物
世界遺産

国 + 県 + 町
+ NGO



赤谷プロジェクト
綾プロジェクト
国立公園協議会

自治体による
管理



ユネスコエコパーク
ジオパーク

OECM



保護地域

OECM：暮らしと自然の共生地域（仮）

民間保護地域
社寺林

Other Effective Conservation Measure CBD-COP14 in Egypt(2018)

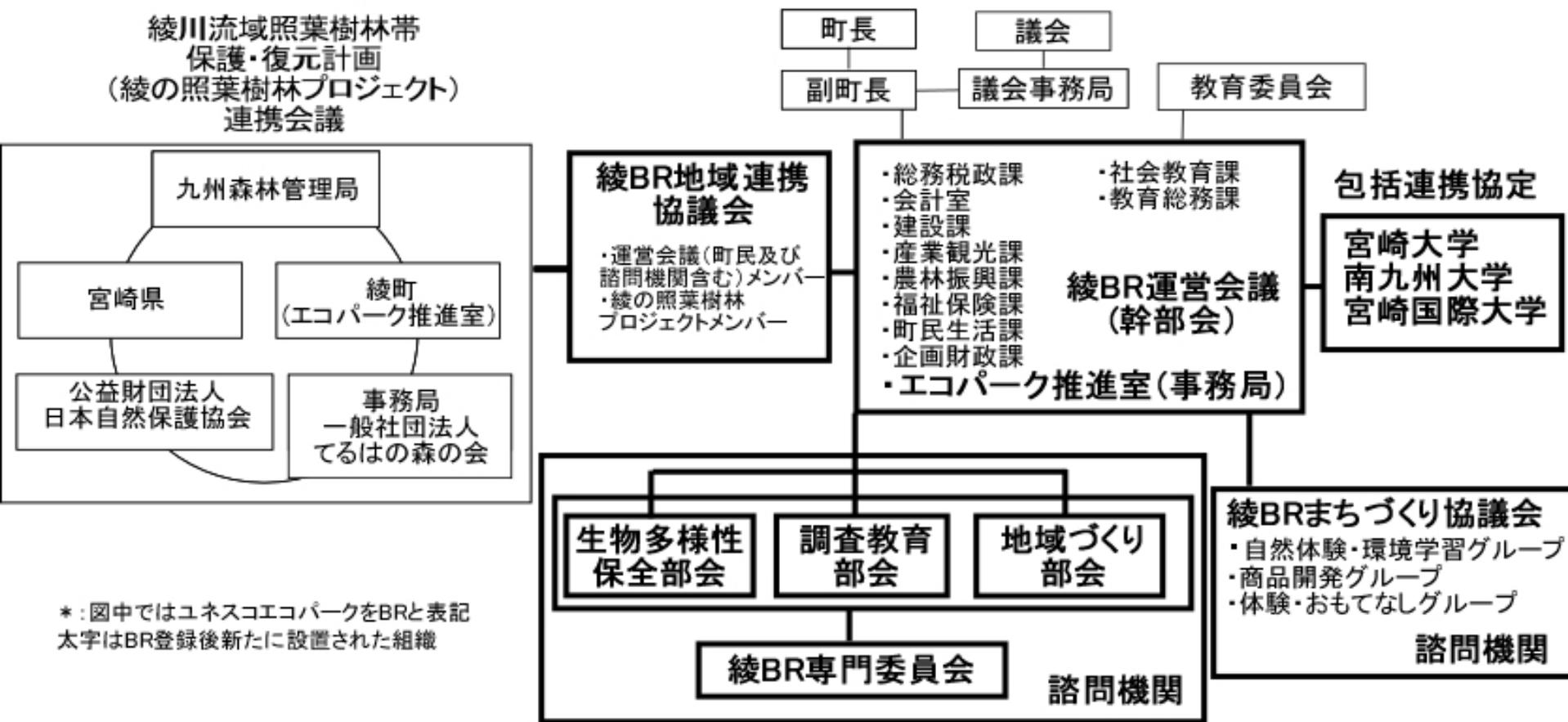
単独	屋久島・ 口永良部	綾	只見	みなかみ
幹事	屋久島町	綾町	只見町	みなかみ町
登録年	1980	2012	2014	2017
拡張	2016	—	—	
総面積 (ha)	78,196	14,580	78,032	91,368
核心地域 (ha)	12,359	682	3,557	9,198
緩衝地域 (ha)	20,137	8,982	51,333	60,800
移行地域 (ha)	45,700	4,916	23,142	21,406
構成 市町村	鹿児島県 : 屋久島町	宮崎県: 綾町、 小林市、国富町、 西都市、西米良 村	福島県: 只見町、 檜枝岐村	みなかみ町、 湯沢町、南魚 沼市、魚沼市

複数	志賀高原	白山	大台ヶ原大峯山 ・大杉谷	南アルプス	祖母傾大崩
幹事	山ノ内町	白山市	大台町	南アルプス市	大分県 ・宮崎県
登録年	1980	1980	1980	2014	2017
拡張	2014	2016	2016	—	
総面積 (ha)	30,281	199,329	118,367	302,474	336,747
核心地域 (ha)	691	22,120	3,483	24,970	1,580
緩衝地域 (ha)	17,569	45,660	34,124	72,389	4,398
移行地域 (ha)	12,021	131,549	80,760	205,115	246,281
構成市町村	長野県: 山ノ内町、高山村 群馬県: 中之条町、草津町、嬬恋村	富山県: 南砺市 石川県: 白山市 福井県: 大野市、勝山市 岐阜県: 高山市、郡上市、白川村	三重県: 大台町 奈良県: 上北山村、川上村 、天川村、下北山村、十津川村、五條市	山梨県: 韮崎市、南アルプス市、北杜市、早川町 長野県: 飯田市、伊那市、富士見町、大鹿村 静岡県: 静岡市川根本町	大分県: 佐伯市、竹田市、豊後大野市 宮崎県: 延岡市、高千穂町、日之影町

持続可能な体制づくり

綾BRの推進体制

綾BR推進体制図



南アルプスBRの推進体制

●組織	委員	参与
会長職 各県持ち 回り	構成10市町村長及び議長 韮崎市、南アルプス市、北杜市、早川町、 飯田市、伊那市、富士見町、大鹿村、静岡 市、川根本町	環境省 関東地方環境事務所 林野庁 関東及び中部森林管理局 山梨県 長野県 静岡県 主要地権者 特種東海製紙（株） 日本製紙（株）

●幹事会
幹事（構成10市町村の担当課長）・参与
 調整会議：課題の方向性検討・全体事業の検討

●科学委員会
 南アルプスユネスコエコパーク科学委員会
 ユネスコエコパークの科学的な保全管理

●地域連絡会議（2ヶ月に1度開催）
 実務担当者（構成10市町村）※必要に応じて関係者が出席し、課題調整を行う。
 情報共有、課題提起、担当者研修、各種ワーキングの開催等

南アルプス学術
オブザーバー
 （旧）総合学術検討
委員会委員

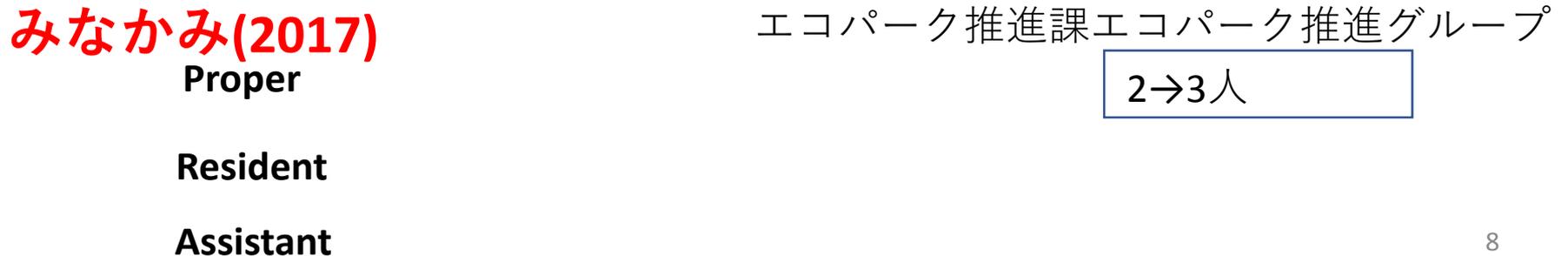
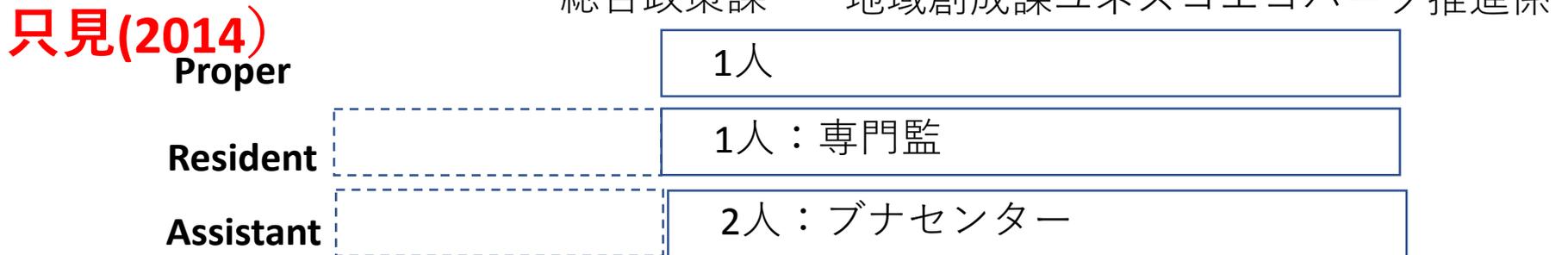
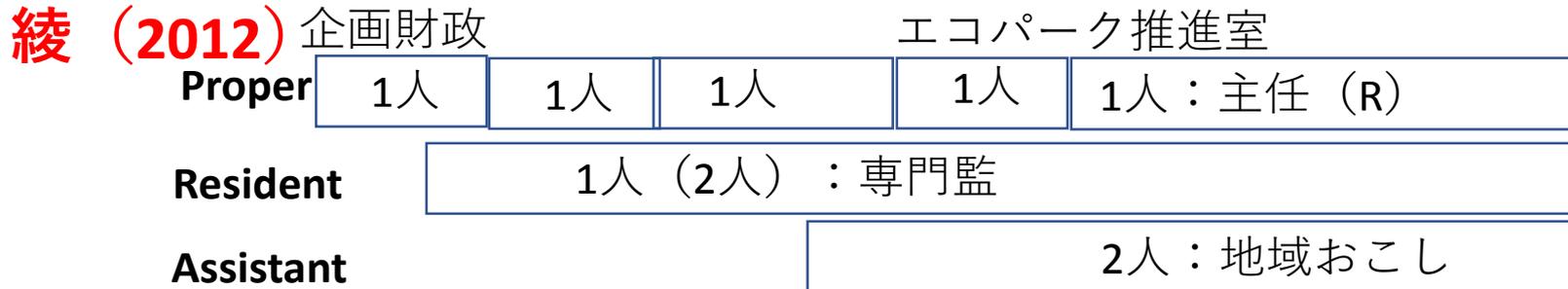
- ニホンシカ対策WG ◎環境省
- ライチョウ保護WG ◎静岡市
- 定期報告WG ◎飯田市
- 情報発信WG ◎韮崎市
- 登山道誘導標識WG ◎伊那市
- 公共標識ガイドラインWG ◎北杜市
- 管理計画WG ◎南アルプス市
- 林道WG ◎伊那市

南アルプスユネスコエコパーク山梨県連絡協議会
 南アルプスジオパーク協議会（長野県）
 南アルプスユネスコエコパーク静岡地域連携協議会

人事異動リスク

× 首長の交代

2005 2010 2015 2020



人事異動リスク

× 首長の交代

2005

2010

2015

2020

志賀高原 (2014)

Proper

観光商工課

ユネスコエコパーク推進室

1人	1人	1人	1人
----	----	----	----

Resident

1人：囑託

Assistant

1人：地域おこし

農林商工部ユネスコエコパーク推進室

南アルプス (南アルプス市) 2014

Proper

2人 (1人は同じ)

Resident

1人：囑託

Assistant

白山 (白山市) 2016

Proper

観光文化部ジオパーク・エコパーク推進室

1人	1人	1人
----	----	----

Resident

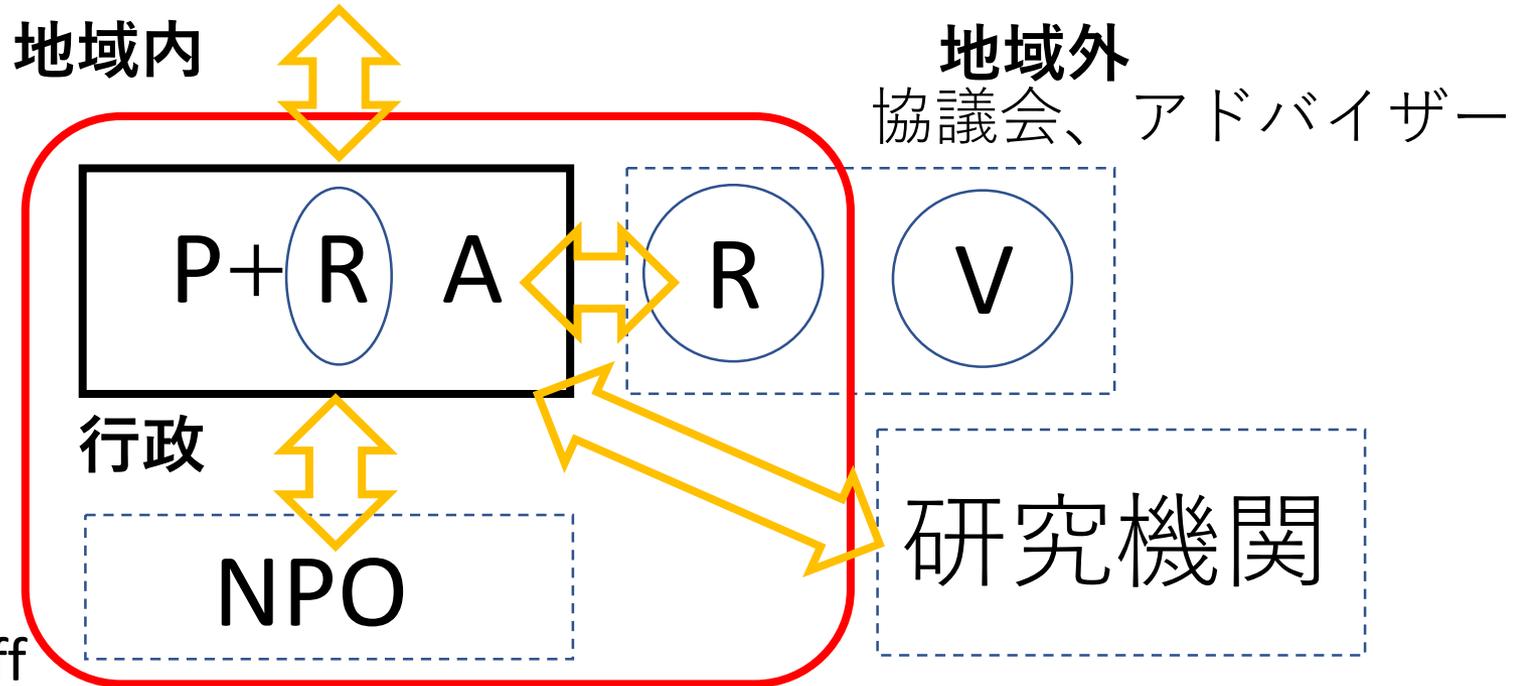
1人	1人
----	----

Assistant

提案

事務局の体制（例）

国内委員会、JBRN、国際交流



P: Proper staff

R: Resident Researcher

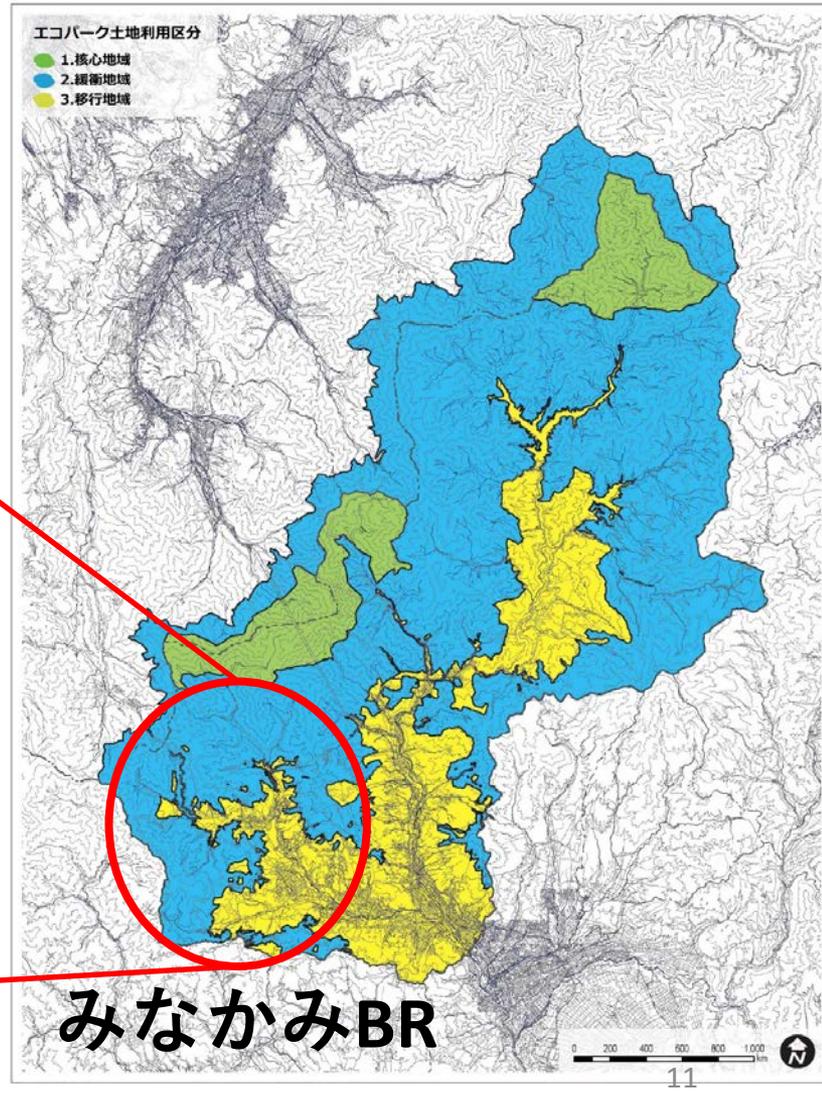
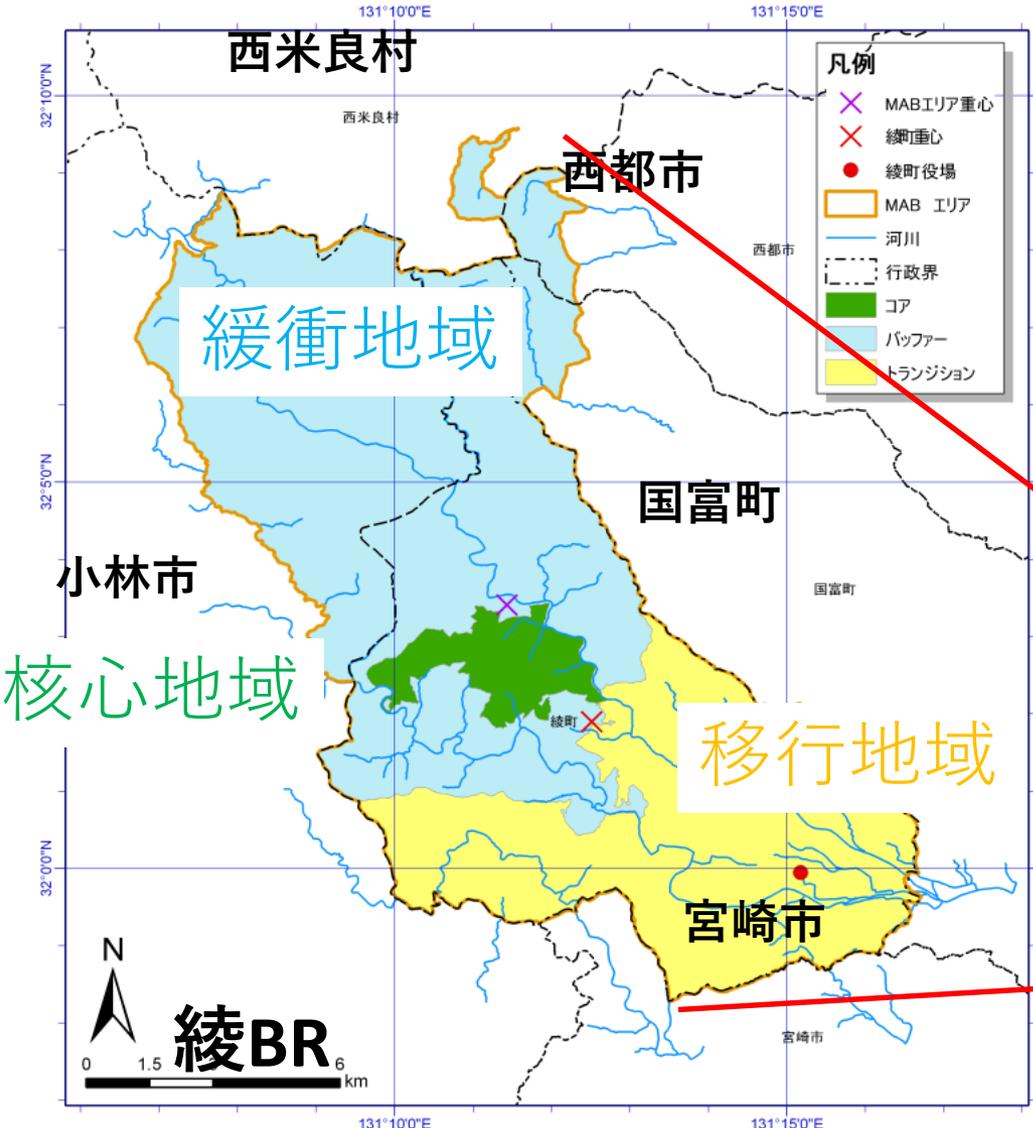
A: Assistant staff

V: Visitor researcher

R 300万か500万か

約 1 / 6

現場での議論と評価



組織間の連携

日本ユネスコ
エコパークネットワーク
(地域)

JBRN

MLはあるが
相互交流の場や共通の
作業、現場確認の場が
ないのではないかと

日本ユネスコ
国内委員会

日本MAB計画
委員会
(研究者)



2015年10月6日志賀高原

審査の流れ

文科省資料より

2019年ユネスコエコパーク申請に係る主な手続きの流れについて(予定)

期日等	手続きの流れ
2018年 10月31日(水)	申請者は日本ユネスコ国内委員会会長宛てに「生物圏保存地域申請フォーム [仮訳]」、「申請概要(様式)」及び「同意書(様式)」を提出 申請書受理
12月～2019年3月頃	日本ユネスコ国内委員会MAB計画分科会を開催 (国内審査を実施・推薦の可否の決定) 審査 ※申請者に対して、ヒアリングを必要に応じて実施します。 ※申請者は、追加情報の提出や申請内容の改善を求められることがあります。
2019年 5～6月頃	申請者は申請フォーム(英文)を日本ユネスコ国内委員会会長宛てに提出 ※申請者は、必要に応じて申請フォーム(英語)の改善を求められることがあります。
9月上旬	日本ユネスコ国内委員会からユネスコへの推薦 推薦
2020年 3月～5月頃	ユネスコBR国際諮問委員会による審査
5月～7月頃	ユネスコMAB計画国際調整理事会における審議・決定

登録決定後は、ユネスコエコパーク世界ネットワークの一員として国内外の活動を推進
(EABRN, SeaBRnetなどの国際ネットワークの活動に参加, 世界ユネスコエコパークとの共同研究の実施等)¹³

ユネスコ本部

(例年5～6月頃にMAB-ICC(国際調整理事会)が開催され、推薦があった地域について審議)

申請書提出

ユネスコエコパーク登録

1. 現場で管理運営体制を確認する場面がない

日本ユネスコ国内委員会MAB計画分科会

候補地についての調査、選考、審査 / 審査基準の策定 等

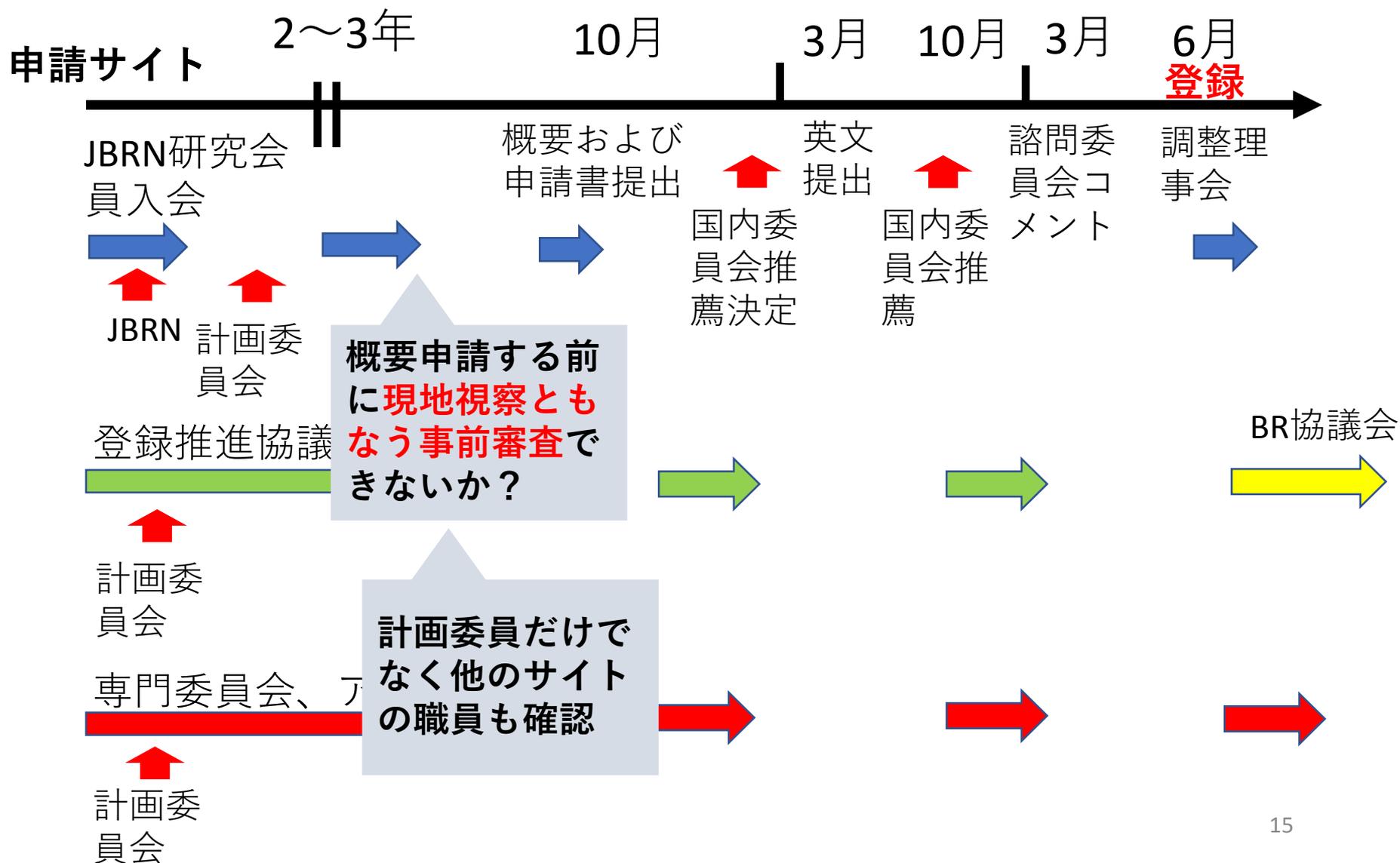
申請

ユネスコエコパーク登録決定の通知

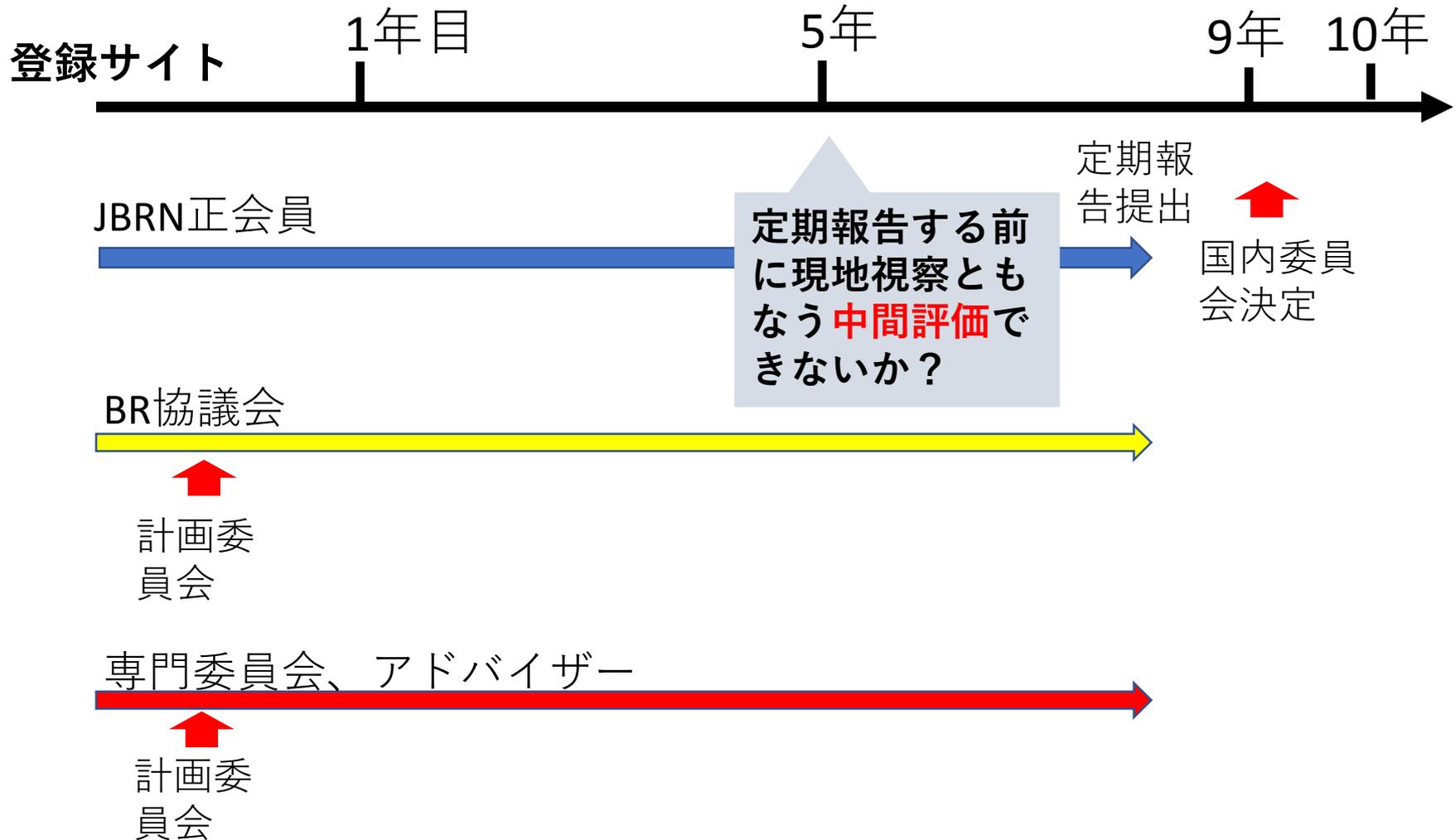
2. 計画委員会(専門家)が関与する場面がない。

地方自治体等

申請手続きの流れ



定期報告までの流れ



BRの審査基準

2011年9月28日国内委員会にて了承（その後2012、2014、2018年改正）

生物圏保存地域の目的

生物多様性の保全、経済と社会の発展及び学術的支援の3つの機能をもち、自然環境の保全と人間の営みが持続的に共存している地域を指定することにより、地域の取組と科学的な知見に基づく人間と自然との共生に関するモデルを提示する。

• 生物圏保存地域候補地の機能

- 生物多様性保全上重要な地域
- 持続可能な発展の国内外のモデル
- 研究・教育・研修の場

• ゾーニング

- 核心地域：生物地理学的区域、生物多様性保全上重要地域、絶滅危惧種等希少動植物の生育生息地
- 緩衝地域：バッファー機能、持続可能な地域資源利用、環境教育・普及・担い手育成
- 移行地域：隣接する地域、緩衝地域の支援機能、持続可能な発展のモデル

国内のBR審査基準

文科省資料より

● 設定範囲

目的を果たすために適度な広さである、相互の地域が干渉しない

● 計画

保全管理の運営・**1. 専従専門員の配置を推奨できないか？** 地域振興・自然と調和した発展に
関する計画、ユネスコ**奨励** 略行動計画に即す。

● 組織体制

実行組織体制、自治体を中心とし幅広い主体の参画、包括的保
全管理体制、照会対応**2. JBRNへの参加の推奨** 裏付け

● ユネスコBR世界ネットワークへの対応 (参画)

申請や定期報告などユネスコにより審査に対応可能、ユネスコ
BR世界ネットワーク (BRWN) への協力

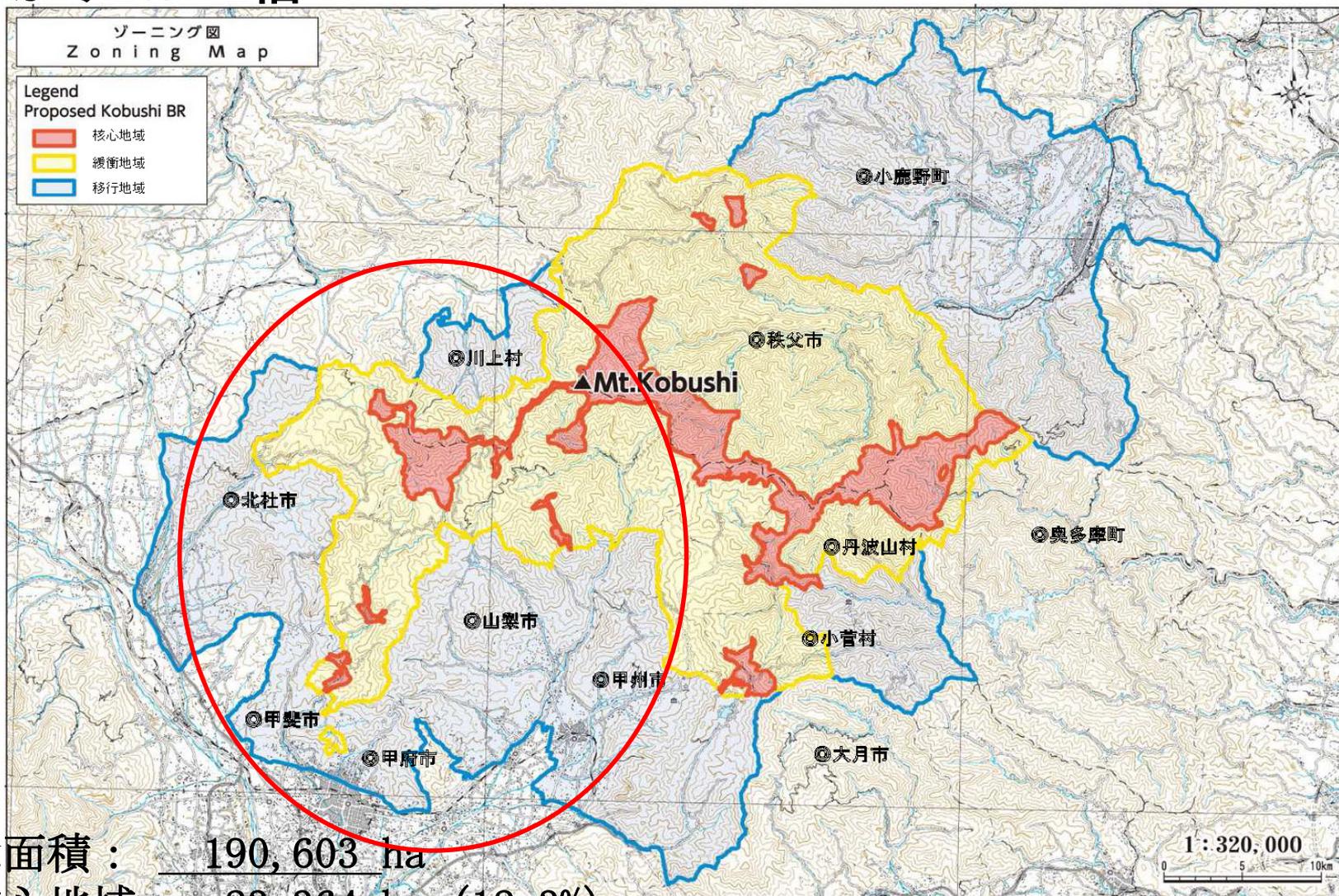
生物圏保存地域世界ネットワーク定款

(The Statutory Framework of the World Network of Biosphere Reserves) に準拠

、文部科学省資料参照

将来的な日本のBR

みなかみBRの2倍



総面積 :	190,603 ha
核心地域	23,364 ha (12.3%)
緩衝地域	70,858 ha (37.2%)
移行地域	106,381 ha (55.8%)

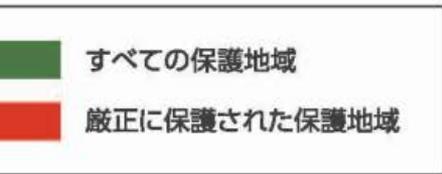
甲武信BR候補地



日本自然
保護協会

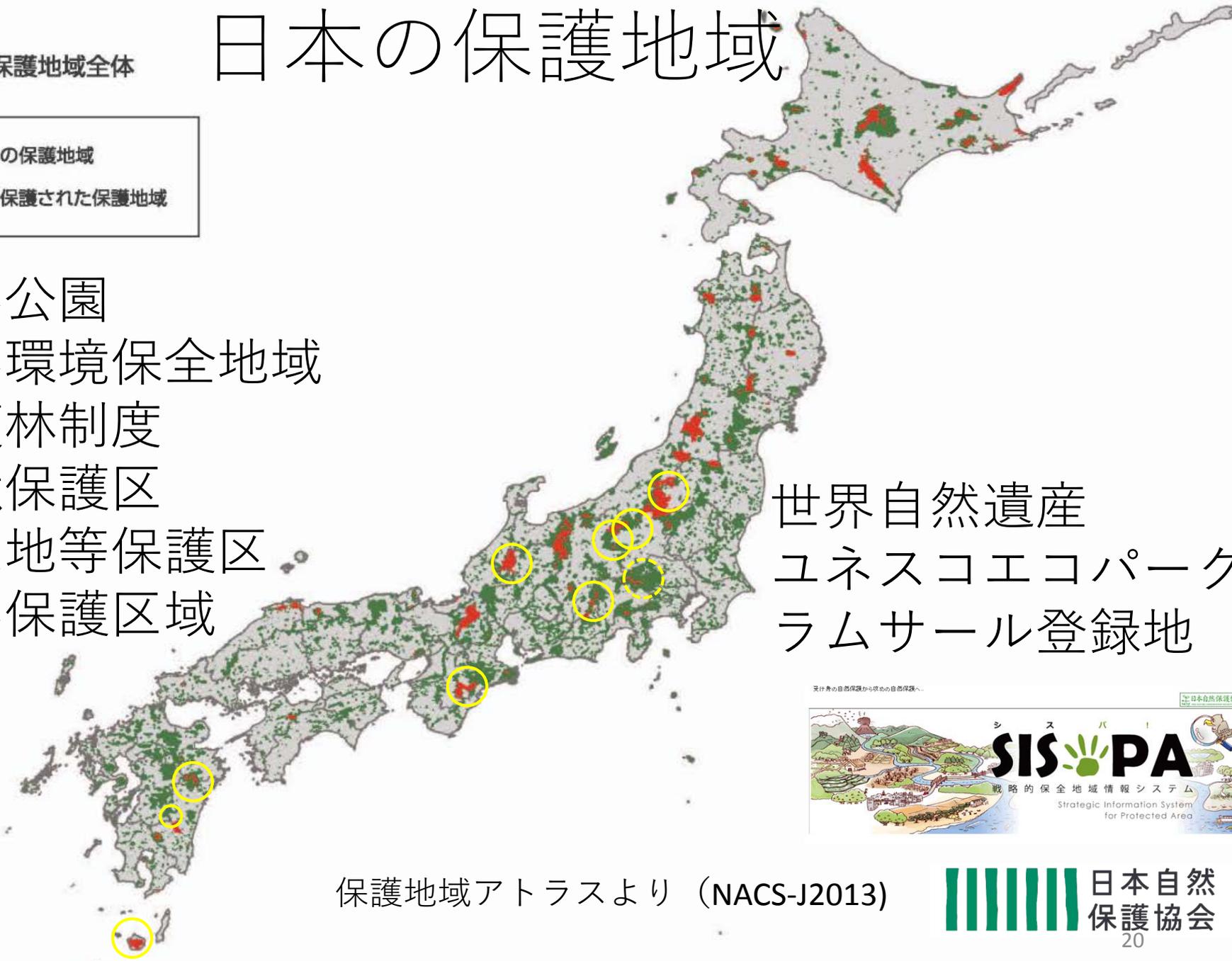
日本の保護地域

15 日本の保護地域全体



自然公園
自然環境保全地域
保護林制度
鳥獣保護区
生息地等保護区
天然保護区域

世界自然遺産
ユネスコエコパーク
ラムサール登録地



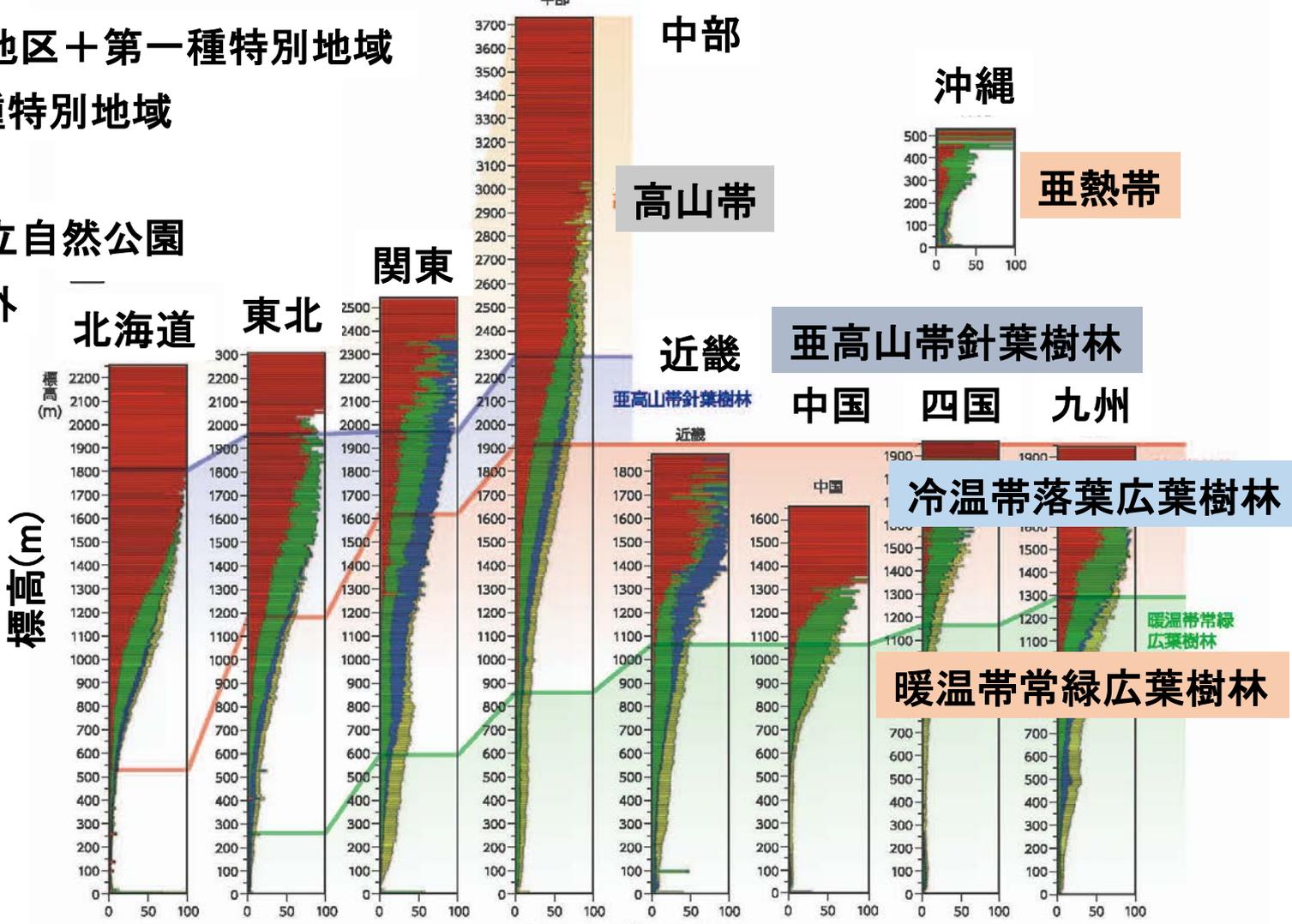
保護地域アトラスより (NACS-J2013)

No	種類	箇所数	陸域のみ(km ²)	国土比率(%)
1	自然公園	401	53,902.79	14.46
	国立公園	30	21,029.42	5.64
	★特保+1特		5,311.25	1.42
	国定公園	56	13,498.15	3.62
	★特保+1特		2,366.22	0.63
	都道府県立自然公園	315	19,375.21	5.20
2	自然環境保全地域	556	1,045.19	0.28
	★原生自然環境保全地域	5	56.02	0.02
	★自然環境保全地域	10	217.73	0.07
	都道府県自然環境保全地域	541	771.44	0.21
3	保護林制度	867	12,664.67	2.09
	保護林	843	7,564.67	2.03
	★森林生態系保護地域	29	4,924.67	1.32
	緑の回廊	24	5,100.00	1.37
4	鳥獣保護区	3,841	34,902.64	9.36
	国指定鳥獣保護区	82	4,656.82	1.25
	★特別保護地区	66	1,331.87	0.36
	都道府県指定鳥獣保護区	3,759	30,245.82	8.11
	★特別保護地区	552	1,548.35	0.42
5	★生息地等保護区	9	8.75	0.00
6	★天然保護区域	23	901.61	0.24
7	★世界自然遺産	4	828.14	0.22
8	★生物圏保存地域	5	1,262.85	0.34
9	★ラムサール条約	46	1,256.50	0.34
	1~9までの★の合計	832	20,013.96	5.37
	1~9までの重複を排除した★の合計		13,320.07	3.57
	1~9までの合計	5,835	99,033.14	26.56
	1~9までの重複を排除した合計		72,057.40	19.33
	国土面積		372,828.90	

日本の保護地域は全体で国土面積の19.3%、しかし厳正に保護されているのは約3.6%のみである。

標高別の自然公園の分布

- 特別保護地区+第一種特別地域
- 第二、三種特別地域
- 普通地域
- 都道府県立自然公園
- 自然公園外



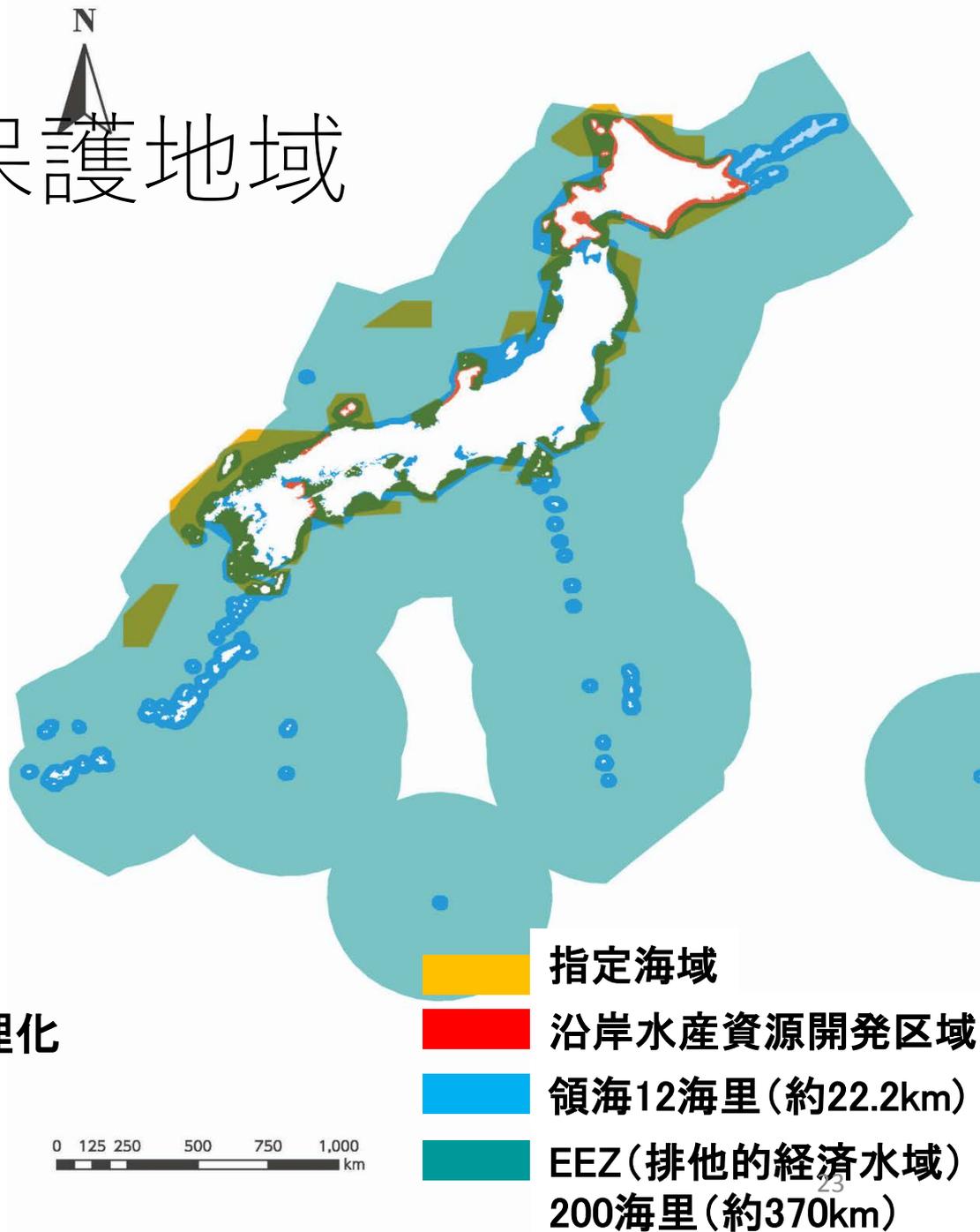
高標高域は保護されているが低標高域は保護されていない。

10mごとの自然公園の割合(%)

日本の海の保護地域

日本政府の海洋保護区は領海及び排他的経済水域（EEZ）の面積の約8.3%であるとした。

海洋生物保全戦略（2011年3月環境省）



・沿岸水産資源開発区域

・指定海域

法制度：海洋水産資源開発促進法

所轄官庁：水産庁

目的：水産資源の開発と利用の合理化

指定海域

沿岸水産資源開発区域

領海12海里(約22.2km)

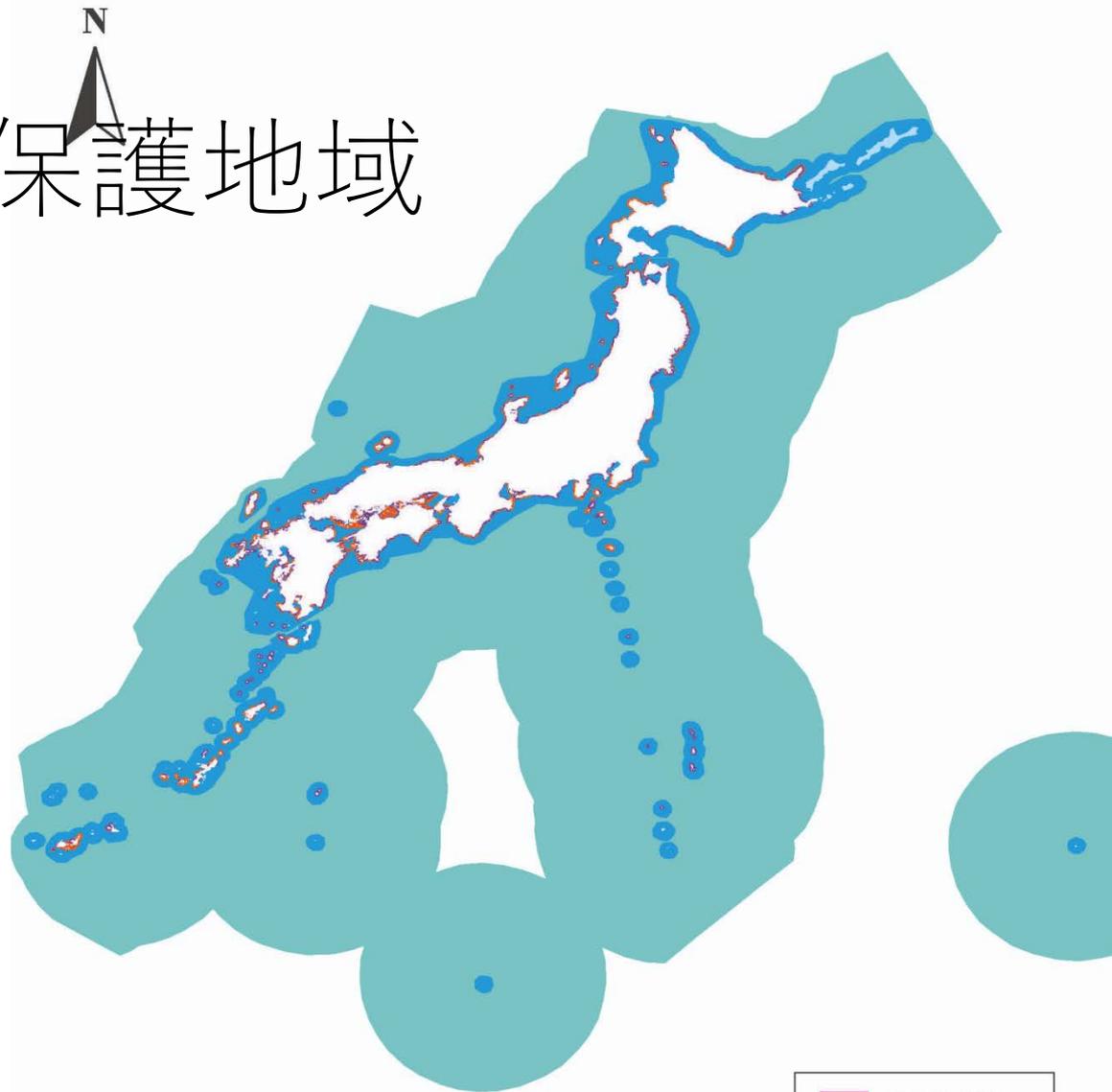
EEZ(排他的経済水域)
200海里(約370km)

0 125 250 500 750 1,000 km

日本の海の保護地域

生物多様性保全を目的とした保護地域だけを合計すると約0.428%となっている。さらに自然公園の普通地域などを除くと約0.016%。

- 自然環境保全地域
- 鳥獣保護区
- 自然公園
- 領海
- EEZ(排他的経済水域)



0 125 250 500 750 1,000 km

- 自然環境保全地域
- 鳥獣保護区
- 自然公園地域
- 領海
- EEZ(排他的経済水域)

日本の海の保護地域

種類	法制度	区域	箇所数	面積(km ²)	領海+EEZに 対する割合(%)	備考
国立公園	自然公園法	★海域公園地区	12	157.73	0.00353	
		普通地域	15	14,256.27	0.31893	
国定公園		★海域公園地区	15	19.94	0.00045	
		普通地域	25	4,184.06	0.09360	
自然海浜保全地区	瀬戸内海環境保全 特別措置法	自然海浜保全地区	91			各府県条例による
自然環境保全地域	自然環境保全法	★海域特別地区	1	1.28	0.00003	
		普通地区			-	
鳥獣保護区	鳥獣保護法	★特別保護地区	12	207.47	0.00464	
		特別保護指定区域			-	
		★鳥獣保護区	14	282.07	0.00631	
天然記念物	文化財保護法	生息自生地指定と 地域指定	11		不明	生息地指定10件、植物 1件が海域を含む
保護水面	水産資源保護法	★保護水面	55	29.48	0.00066	
沿岸水産資源開発 区域、指定海域	海洋水産資源開発 促進法	沿岸水産資源開発 区域		223.97	0.00501	北海道、石川県、島根県、 大分県のみ
		指定海域		309,912.90	6.93317	
都道府県、漁業者団体等 による各種指定区域	各種根拠制度				不明	
		採捕規制区域			不明	
共同漁業権区域	漁業法	採捕規制(区域、期間、 漁法、隻数等)		89,587.16	2.00419	沿岸域
合計				418,862.33	9.37052	
重なりを排除した合計				369,200.00		
厳正に保護されている ★の合計				697.97	0.01561	
領海+排他的経済水域				4,470,000.00		

領海(内水含む)+排他的経済水域 =約4470,000km²(海上保安庁公表)

各面積は2012年4月現在で確認できる数値を用いた。<http://www.env.go.jp/park/doc/data/index.html>

日本のBRのギャップ分析

重要な生態系保全の観点から

- 里山：市貝町、穂谷などモニ1000里地里山コアエリア（ドイツのレーン、）
- 沿岸域：上関、南三陸（イギリス、ロシアなど多数）
- 湖沼域：十和田
- 河川域のBR：四万十（ブラジルなど）
- 島嶼のBR：佐渡、対馬（韓国多島海BRなど）



ゾーニングに関する考え方を要検討？



イオンとの連携事業

企業連携の観点から

- 事務局支援、総会開催支援
- アジア地域を対象にしたBR間研修事業
- 国際シンポジウム開催支援

- 地域伝承産品の復元、支援と販売
- 植林ではなく復元再生事業への転換
- 木材活用へ向けての支援
- 野生鳥獣害対策としてのジビエ料理